

規 約

平成18年4月1日

平成30年6月12日 一部改正

令和6年6月1日 全部改正

中津川北労働安全協会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、中津川北労働安全協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の理解と協力により事業の向上発展を図り、一人々が労働安全に努め、労働災害防止に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会の事務所は岐阜県中津川市付知町10832番地1に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、岐阜県内、及び岐阜県隣接地域にて建設事業に係る一人親方及びその同居の親族が本会の目的趣に賛同し加入するものを持って組織する。

2 加入に当たっては中津川北商工会の会員となることとする。

(入 会)

第5条 本会に加入する者は所定の申込書に必要事項を記入して提出しなければならない。

(報告義務)

第6条 会員は、電話・FAX・郵送の手段により事務局からの通知が遅滞なく受け取れる連絡先を提出し、変更がある場合は速やかに申し出なければならない。本人が長期間連絡を受けられない状況が想定される場合は、代理の連絡先を申し伝えなければならない。

(脱 会)

第7条 会員が本会を脱会しようとするときは、その理由をあきらかにして届けなければならない。

(除 名)

第8条 会員が事務局からの再三の通知にも関わらず保険料を納付しない場合、もしくは2週間以上督促の連絡に応答しない状態が続く場合は、会員たる義務

を怠り、本会の事業を妨げる行動を行うものとして、当該加入者の特別加入の脱退手続きを以て本会から除名することができる。

第3章 運 営

(役 員)

第9条 本会の役員は母体である中津川北商工会の役員が兼ねるものとし、その選任・任期・職務・解任については、中津川北商工会の規約に準ずるものとする。

(議決の方法)

第10条 本会の運営改善および会員の利便向上のための協議事項は、事務局を通して中津川北商工会理事会に提案し、諮られるものとする。

(議決事項)

第11条 第10条の手続きを以て議決された事項は、保険料通知等の案内にあわせて、各会員に連絡するものとする。

(事 務)

第12条 本会会員が加入する労災保に係る特別加入の事務処理については労働保険事務組合中津川北商工会へ委託し、その規程に従い事務処理が行われる。

(会 計)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。
2 会計処理は労働保険事務組合中津川北商工会に委託し、その規程に従い適切に処理・監督される。

(資 産)

第14条 本会の資産は次の収入をもってこれにあてる。
1. 会 費
2. その他の収入

(財産の管理)

第15条 本会の資産は母体である中津川北商工会の会長がこれを管理する。

(会計の監査)

第16条 本会の会計監査は、委託先である労働保険事務組合中津川北商工会の会計監査を通して行われる。

第7章 雑 則

(雑 則)

第17条 規約に定めるもの以外は、母体団体である中津川北商工会の理事会の議決を経て定める。

第18条 施行期日、経過処理等については、附則にて定める。

附 則

(施行期日)

第1条 本規約は平成18年4月1日より施行する。

(経過処理)

第2条 本規約を施行するあたり、経過処置として下記の事項を定める。

1. 本会の成立当期の役員は第9条及び10条の規定にかかわらず、設立総会で選任し、その任期は次の通常総会終了時までとする。
2. 本会は設立当初の事業年度及び会計年度は第21条の規定にかかわらず、設立の日から平成19年3月31日までとする。

附 則

(会 員)

1. この規約の一部改正は、平成30年6月12日から実施する。
2. 中津川北商工会に未加入の会員は平成31年3月31日までに加入するものとし、平成31年4月1日時点で未加入の場合は労働保険に関する事務処理は行わない。

附 則

(改正手続)

令和5年3月31日時点において、この規約の改正手続に必要な役員および会議の実態が存在しないため、本会の母体である中津川北商工会の理事会の決定をもち、この規約の全部改正を行う。

(施行期日)

第3条 この規約の全部改正は、令和6年6月1日より施行する。